長岡市告示第426号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき委託した 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更したので同条第4項の規定によ り告示します。

令和7年11月6日

長岡市長 磯 田 達 伸

- 1 委託した事務の内容 長岡市指定ごみ袋等取扱い及びごみ処理手数料収納事務委託
- 2 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した事業者の名称、所在地等 別表のとおり
- 3 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した日 別表のとおり

別表

収納事務の取扱いを廃止する事業者

受託者 番号	名称	所在地	代表者	業務の実施場所	委託終了期日	備考
220400	丸越酒店	長岡市花井町 1104番地6	星野弘子	丸越酒店	令和7年10月31日	契約解除